同総会入会式をつつがなく終了し、１５４名が入会しました。

日　時　　平成２２年２月２８日（日）　午後１時１５分～１時４０分

下記の式次第通り進行し、各クラスの代表幹事が紹介された後、副会長　名倉俊彦様より、入会歓迎の言葉がありました。会員数が今年で二万三千人に達したこと、毎年１１月には同総会総会が開催され、今年は岐阜のホテルで開催され、盛会であったこと、再来年は羽島高校が創立９０周年を迎える歴史のある学校であることを話された後、同窓の「人」を大切にすること、感謝の気持ちをもつこと、社会人としての責任と義務について話されました。さらに学校長より、３０年後には総会を取り仕切る回生になるということを確認され、お祝いの言葉を述べられました。

記念品贈呈では、副会長　名倉俊彦様より代表幹事　植村直也君に記念品が贈呈され、植村直也君からお礼の言葉が述べられました。

その後、同総会書記より下記の同窓会会則の説明をしたあと、会が終了しました。

岐阜県立羽島高等学校同窓会

入 会 式 次 第

１．開式のことば
２．理事・幹事紹介
３．同窓会副会長　歓迎のことば
４．学校長祝辞
５．同窓会記念品贈呈
６．卒業生代表のことば
７．会則説明
８．閉式のことば

同窓会会則

（名　　称）
第 1 条　本会は、岐阜県立羽島高等学校同窓会と称する。
（事 務 所）
第 2 条　本会の事務所は、岐阜県立羽島高等学校内に置く。
　　２　本会に支部を設けることができる。
（目　　的）
第 3 条　本会は、会員相互の親睦を厚くし、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。
（組　　織）
第 4 条　本会は、次の会員をもって組織する。
　　(1)　正会員
　　ア　岐阜県羽島高等女学校卒業生
　　イ　岐阜県立羽島高等学校卒業生
　　ウ　中途退学者及び転学者等で、理事会において承認した者
　　(2)　特別会員　現職員及び旧職員
（事　　業）
第 5 条　本会は、第３条の目的達成のため、次の事業を行う。
　　(1)　会員名簿の作成に関すること。
　　(2)　会報の発行に関すること。
　　(3)　母校への協力に関すること。
　　(4)　その他目的達成のために必要なこと。
（役員及び役員の選出方法）
第 6 条　本会に次の役員を置く。
　　(1)　名誉会長　　１　名　母校の現校長
　　(2)　顧　　問　　若干名　理事会において推薦した者
　　(3)　会　　長　　１　名　正会員の中から理事会において推薦し、総会において承認された者
　　(4)　副 会 長　　若干名　正会員の中から理事会において推薦し、総会において承認された者
　　(5)　理　　事　　若干名　幹事の中から互選されたもの及び理事会において専任された者
　　(6)　書　　記　　２　名　１名は理事会において理事の中から選出し、他の１名は母校に在職する職員の中から選出された者
　　(7)　会　　計　　２　名　１名は理事会において理事の中から選出し、他の１名は母校に在職する職員の中から選出された者
（幹事及び幹事の選出方法）
第 7 条　　本会に幹事を置き、各卒業年度の各組から２名を互選する。
（役員及び幹事の任務）
第 8 条　役員及び幹事の任務は、次のとおりとする。
　　(1)　名誉会長　　会長の諮問に応じ、各会議に加わる。
　　(2)　顧　　問　　会長の諮問に応じ、必要により各会議に加わる。
　　(3)　会　　長　　本会を代表し、会務を総理する。
　　(4)　副 会 長　　会長を補佐し、会長に事故があるときは、年長者がその任務を遂行する。
　　(5)　理　　事　　本会の企画運営にあたる。
　　(6)　書　　記　　会議、通信等に関する事務を処理する。
　　(7)　会　　計　　本会の会計に関する事務を処理する。
　　(8)　幹　　事　　同期生の連絡等を行う。
（監査委員）
第 9 条　本会に監査委員を２名置き、会計並びに事業の監査を行う。
　　２　監査委員は、正会員の中から理事会において推薦し、総会において承認されたものとする。

（任　　期）
第１０条　役員、幹事及び監査委員の任期は、４年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠により就任した役員、幹事及び監査委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　任期が満了しても後任者が就任するまでは、前任者がその任務を行う。
（会　　議）
第１１条　本会の会議は次のとおりとし、必要に応じて会長が召集する。
⑴　総会原則として毎年一回　１１月３日（文化の日）に開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
総会に附議すべき事項は、次のとおりとする。
ア　会則の改廃に関すること。
イ　事業報告並びに決算に関すること。
ウ　その他理事会で必要と認めるもの。
⑵　理 事 会　　すべての役員で構成し、本会の運営の責に任ずる。
⑶　幹 事 会　　すべての幹事及び役員で構成し、本会の運営等に当たる。
本会の会議の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。
（会　　計）
第１２条　本会の会計は、入会金、会費、寄付金、及びその他の収入をもって充てる。
正会員は、入会金及び会費を納入するものとする。
第１３条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日で終わる。
（報　　告）
第１４条　会員は、住所及び氏名並びにその他の移動が生じたときは、その都度、幹事並びに本会の事務所に報告するものとする。
（補　　則）
第１５条　この会則に関し必要な事項は、別に細則で定める。
付　　則
この会則は、昭和５５年１１月３日から施行する。

４４－２　同窓会細則

（目　　的）
第 １ 条　　この細則は、岐阜県立羽島高等学校同窓会会則（以下「会則」という。）第１５条の規定により定める。
（役員等の任期）
第 ２ 条　　会則第１０条に定める役員等の任期は、昭和５５年４月１日から起算して４年目ごととする。
２　次期役員等の選出は、任期満了の年度の総会の日までに行うものとする。
（幹事の互選）
第 ３ 条　　会則第７条に定める幹事の互選は、各組で選挙又は推薦の方法により、近隣に在住する者のうちから選出するものとする。
２　幹事は都合により任期の途中で任務を行うことができなくなったときは、後任の者を選び事務局に報告するものとする。
３　前項に規定する事項で、後任の者を選出することができないときは、理事会で指名することができる。
（理事の互選）
第 ４ 条　　会則第６条に定める理事の互選は、年度ごとの幹事のうちで選挙又は推薦の方法により、選出する。
２　理事会で選出する理事は、理事会が必要と認めた場合とする。
（役員の辞任）
第 ５ 条　　役員が辞任しようとするときは、会長に文書で提出しなければならない。
２　会長は、辞任の届出があったときは、理事会で協議し、その理由がやむを得ないものと認めたときは、後任の役員についても協議するものとする。
（入会金及び会費）

第 ６ 条　　会則第１２条に規定する入会金及び会費は、卒業年度の１２月までに納入するものとし、その金額は次のとおりとする。

(1)　入会金　　５、０００円

(2)　会　費　　５、０００円

（委　　任）

第 ７ 条　　この細則に関し必要な事項は、理事会で協議して決める。

２　細則の改正を行ったときは、総会に報告しなければならない。

付　　則

この会則は、昭和５６年１０月２４日から運用する。

平成１１年１１月２２日　一部改正

同窓会役員

役　名	氏　名	卒業回生
顧　　問	大野　泰正	(岐阜県議会議員)
〃	白木　義春	(羽島市長)
名誉会長	髙橋　利行	(校長)
会　　長	脇坂　洋二	(高校１９回)
副 会 長	花村　房子	(高女２５回)
〃	安田　雅博	(高校１１回)
〃	名倉　俊彦	(高校１６回)
〃	岩田　幸枝	(高校１６回)
〃	安藤　隆弘	(高校２２回)
〃	山田　純敬	(高校２８回)
書　　記	堀　　和義	(高校３０回)
〃	片桐　亜紀	(職員)
会　　計	山田　弘美	(高校３１回)
〃	細江千奈美	(職員)
会計監査	五十住幸子	(高校２３回)
〃	堀　　良枝	(高校２４回)